

四日市市教委告示 1 1 号

四日市市私立学校運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 2 7 年 3 月 2 6 日

四日市市教育委員会委員長 渡邊 悌爾

四日市市私立学校運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市私立学校運営費補助金交付要綱（平成 2 6 年四日市市教委告示第 8 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>四日市市私立学校<u>教育</u>補助金交付要綱 （目的） 第 1 条 この要綱は、<u>学校教育の振興に寄与することを目的として、私立学校の教育事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するため、四日市市補助金等交付規則（昭和 5 7 年四日市市規則第 1 1 号）に定めるほか必要な事項を定める。</u> （補助金の額） 第 3 条 補助金の額は、<u>補助事業に要した費用の 2 分の 1 とする。ただし、次の各号により算定した額を上限とする。なお、通信課程等により年次制をとらない場合は、単価を半額とする。</u> (1) 四日市市に設置されている場合 市内に住所を有する児童・生徒数 ( 5 月 1 日現在 ) × <u>単価 3 , 8 0 0 円</u> (2) 四日市市以外に設置されている場合 市内に住所を有する児童・生徒数 ( 5 月 1 日現在 ) × <u>単価 3 , 0 0 0 円</u></p>	<p>四日市市私立学校<u>運営費</u>補助金交付要綱 （目的） 第 1 条 この要綱は、<u>私立学校の運営事業に対し、補助金を交付するために必要な事項を定め、学校教育の振興に寄与することを目的とする。</u>  （補助金の額） 第 3 条 補助金の額は、次の各号により算定した額とする。<u>ただし、通信課程等により年次制をとらない場合は、補助単価を半額とする。</u> (1) 四日市市に設置されている場合 市内に住所を有する児童・生徒数 ( 5 月 1 日現在 ) × <u>補助単価 3 , 8 0 0 円</u> (2) 四日市市以外に設置されている場合 市内に住所を有する児童・生徒数 ( 5 月 1 日現在 ) × <u>補助単価 3 , 0 0 0 円</u></p>

( 交付申請 )

第 4 条 補助金の交付を受けようとする  
私立学校の設置者(以下「設置者」とい  
う。)は、四日市市私立学校教育補助金  
交付申請書(第 1 号様式。以下「補助金  
交付申請書」という。)に次の各号に掲  
げる書類を添付して、四日市市に提出し  
なければならない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 市内に住所を有する児童・生徒の  
名簿

( 交付決定及び通知 )

第 5 条 四日市市は、補助金交付申請書  
の提出を受けたときは、当該書類を審査  
したうえ、補助金を交付するか否かを決  
定し、交付の決定をしたときは、四日市  
市私立学校教育補助金交付決定通知書  
(第 2 号様式)にて設置者に通知するも  
のとする。

( 交付請求 )

第 6 条 補助金の交付を請求しようとす  
る設置者は、四日市市私立学校教育補助  
金請求書(第 3 号様式)を四日市市へ提  
出しなければならない。

( 実績報告 )

第 7 条 補助事業を完了した設置者は、  
四日市市私立学校教育補助金事業実績  
報告書(第 4 号様式)に収支決算書を添  
えて四日市市に提出しなければならない。  
い。

( 計画の変更 )

0 円

( 交付申請 )

第 4 条 補助金の交付を受けようとする  
私立学校の設置者(以下「設置者」とい  
う。)は、四日市市私立学校運営費補助  
金交付申請書(第 1 号様式。以下「補助  
金交付申請書」という。)に次の各号に  
掲げる書類を添付して、四日市市に提出  
しなければならない。

(1)から(3)まで (略)

( 交付決定及び通知 )

第 5 条 四日市市は、補助金交付申請書  
の提出を受けたときは、当該書類を審査  
したうえ、補助金を交付するか否かを決  
定し、交付の決定をしたときは、四日市  
市私立学校運営費補助金交付決定通知  
書(第 2 号様式)にて設置者に通知する  
ものとする。

( 交付請求 )

第 6 条 補助金の交付を請求しようとす  
る設置者は、四日市市私立学校運営費補  
助金請求書(第 3 号様式)を四日市市へ  
提出しなければならない。

( 実績報告 )

第 7 条 補助事業を完了した設置者は、  
四日市市私立学校運営費補助金事業実  
績報告書(第 4 号様式)に収支決算書を  
添えて四日市市に提出しなければならない。  
い。

( 計画の変更 )

第 8 条 設置者が、補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業の内容、経費の配分その他の事項の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、直ちに市長に四日市市私立学校教育補助金事業計画変更承認申請書(第 5 号様式)を提出し承認を受けなければならない。

2 及び 3 (略)

(額の確定及び交付)

第 10 条 市長は、四日市市私立学校教育補助金事業実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し交付するものとする。

2 (略)

第 8 条 設置者が、補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業の内容、経費の配分その他の事項の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、直ちに市長に四日市市私立学校運営費補助金事業計画変更承認申請書(第 5 号様式)を提出し承認を受けなければならない。

2 及び 3 (略)

(額の確定及び交付)

第 10 条 市長は、四日市市私立学校運営費補助金事業実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し交付するものとする。

2 (略)

第 1 号様式から第 6 号様式を次のように改める。

第1号様式

平成 年 月 日

四日市市長 様

住 所

名 称

代 表 者

印

平成 年度四日市市私立学校教育補助金交付申請書

平成 年度私立学校教育にかかる補助金を下記のとおり交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

1. 補助金交付申請額 金 円

内訳 5月1日現在の市内在住児童・生徒

小学校 人 × 3,800円 = 円

中学校 人 × 3,800円 = 円

高等学校 人 × 3,800円 = 円

2. 添付書類

- ・ 平成 年度収支予算書（学校全体のもの）
- ・ 平成 年度補助金に係る収支予算書
- ・ 平成 年度補助事業計画書
- ・ 市町村別児童・生徒数一覧表（平成 年5月1日現在）
- ・ 市内に住所を有する児童・生徒の名簿（平成 年5月1日現在）

住 所

名 称

代表者

四日市市私立学校教育補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで交付申請のあった平成 年度私立学校教育補助金については、  
下記のとおり交付することを決定したので通知します。

平成 年 月 日

四日市市長 田 中 俊 行

記

- 1 補助金等の額 金 円
- 2 補助金等の対象となる事業 私立学校教育事業
- 3 補助金等の交付の条件

この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しておかなければならない。  
この補助金の交付については、後日、市が監査を行うことがある。

第3号様式

平成 年 月 日

四日市市長 様

住 所  
名 称  
代表者名

平成 年度 四日市市私立学校教育補助金請求書

平成 年度 私立学校教育にかかる補助金を下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

振込先：

第4号様式

平成 年 月 日

四日市市長 様

住所  
名称  
代表者 印

平成 年度四日市市私立学校教育補助金事業実績報告書

平成 年 月 日付四日市市指令教総第 号 で補助金の交付決定を受けた平成 年度私立学校教育補助事業を完了したので、下記のとおり報告します。

記

1. 交付を受けた金額 金 円
2. 添付書類
  - (1) 事業実績書
  - (2) 収支決算書 証拠書類添付

第5号様式

平成 年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者

印

四日市市私立学校教育補助金事業計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け四日市市指令教総第 号で交付決定通知のあった事業について、下記のとおり計画を変更したいので、四日市市私立学校教育補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき承認されたく申請します。

記

- 1 補助金等変更申請額 金 円
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容

第6号様式

四日市市指令教総第 号

住所

名称

代表者

補助金等変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった私立学校教育補助金事業の計画変更を承認したので、補助金等の交付決定を下記のとおり変更します。

年 月 日

四日市市長 印

記

- 1 変更決定額 金 円
- 2 計画変更の内容
- 3 条件

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

( 教育委員会教育総務課 )